

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

(注) 以下では、特に記載のない限り、主要行等向けの総合的な監督指針案を前提としています。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	監督指針案Ⅲ－２－１－２－２（１）の日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第三十号は、業種別委員会実務指針第三十号ではないか。	貴見の通りです。ご意見を踏まえ、関連規定を修正します。
2	監督指針案Ⅲ－２－１－１－３において、負債性資本調達手段のうち元本回復型の商品もその他 Tier 1 資本調達手段として適格たりうる旨が示されている。これらのうち元本回復型の資本調達手段に関しては、ゴーイング・コンサーン水準を下回ったことにより契約上一時的に元本が削減された場合であっても、削減された元本が将来的に復活する可能性があることから、当該部分は会計上の偶発債務に該当し、負債から利益項目への振替が認められない可能性があるが、自己資本比率計算上のその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入可能か否かという問題は、こうした会計上の取扱いとは切り離して考えてよいか。	監督指針案Ⅲ－２－１－１－３（２）①ハに規定の通り、その他 Tier 1 資本調達手段が告示第 6 条第 4 項第 11 号の負債性資本調達手段に該当する場合において、当該その他 Tier 1 資本調達手段のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額は、その元本の全額につき元本の削減等が生じたと仮定した場合に少なくとも生じると合理的に考えられる連結普通株式等 Tier 1 資本の額に限られます。

3	<p>監督指針案Ⅲ－２－１－１－３（２）①ハでは、その他 Tier 1 資本調達手段のうち告示第 6 条第 4 項第 11 号の負債性資本調達手段に該当するものについては、「当該その他 Tier 1 資本調達手段の額のうち、その他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額は、その元本の全額につき元本の削減等が生じたと仮定した場合に少なくとも生じると合理的に考えられる連結普通株式等 Tier 1 資本の額に限られる」と規定されている。しかし、例えば、その元本削減に際して普通株式に係る新株予約権を交付するような場合を踏まえ、「生じると合理的に考えられる連結普通株式等 Tier1 資本の額」ではなく、「元本削減等により削減される元本に係る負債の額」について、その他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額への算入が認められるべきである。</p>	<p>これらのその他 Tier 1 資本調達手段は、ゴーイング・コンサーン資本としての損失吸収力が必要であることから、元本の削減等が生じた後においても損失の吸収に充当することが可能と認められる額についてのみ、その他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額への算入が認められるべきものと考えられます。</p>
4	<p>適格旧 Tier 1 資本調達手段及び適格旧 Tier 2 資本調達手段についての自己資本としての適格性の確認については、改正前の監督指針の取扱いが引き続き妥当すると考えてよいか。</p>	<p>貴見の通りです。ご意見を踏まえ、関連規定を修正します。</p>

5	<p>監督指針案Ⅲ－２－３－２－５－２（１）に「信用リスク削減手法」とあるが、告示では「信用リスク削減手法」として「適格金融資産担保」、「貸出金と自行預金の相殺」、「保証並びにクレジット・デリバティブ」の適用が認められている。しかしながら、２（１）１～７を見ると、いずれも２（２）と同様「信用保証取引」、特に保証とクレジット・デリバティブを念頭においたものと考えられることから、２（１）に記載される「信用リスク削減手法」は、２（２）に記載される「信用保証取引」と同一と考えてよいか。</p> <p>また、「信用保証取引」とは、告示第５節に規定する保証とクレジット・デリバティブを指すとの解釈で問題ないかご教示いただきたい。</p>	<p>貴見の通りです。なお、そのような解釈が明確となるよう、関連規定を修正します。</p>
6	<p>HP「早期是正措置に関する省令等の一部改正（案）、監督指針（案）及びバーゼル３に関するＱ＆Ａの公表について」中、「○本件で公表する監督指針案」の表下部の（注）には、「上記の監督指針の改正は、国際統一基準行（略）に対し、平成２５年３月３１日（略）から適用します。」とあることから、今回の改正内容は国内基準行には適用されないと考えてよいか。</p>	<p>貴見の通りです。</p>

7	<p>本件改正案等が目指す銀行等の自己資本の充実も、重要だと思うが、政府の財政規律の強化の方が、優先課題ではないか。その理由は、次のとおり。まず、政府の信用力は、ソブリンシーリングとなる。このため、原則として、銀行等の信用力は、それが属する国の政府の信用力によって制約される。また、銀行等がその財務の安全性を得るために保有する資産は、主に政府が発行する国債である。このため、この国債の信用力がなくなれば、銀行等の財務の安全性も、あり得ない。したがって、国内及び国際経済の安定的な発展のためには、銀行等の自己資本の充実を図るだけでは、不十分であり、我が国及び世界の政府の財政規律の強化への取組みが緊急の課題だと思う。それにもかかわらず、政府の弱体化した財政規律を放置したまま銀行等の自己資本の充実を求めても、銀行等に無駄な努力を強いることになるだけではないかと懸念される。</p>	ご意見として頂戴いたします。
---	---	----------------